

## 尾張旭市選挙管理委員会（平成30年第3回）会議録

- 1 開催日時  
平成30年9月3日（月）  
開会 午前10時  
閉会 午前11時35分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員  
委員長 玉置民夫  
委員 日比野美次、森賀則、加藤隆広
- 4 欠席委員  
0名
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充、書記 三浦一輝、  
竹内耕平
- 7 議題  
第7号議案 選挙人名簿の登録について  
第8号議案 選挙人名簿の登録の抹消について  
第9号議案 在外選挙人名簿の登録について  
第10号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について  
第11号議案 裁判員候補者の予定者の選定について  
第12号議案 検察審査員候補者の予定者の選定について  
第13号議案 尾張旭市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する  
規程の一部改正について  
第14号議案 尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第3回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、9月の定時登録、在外選挙人名簿、裁判員、検察審査員の予定者の選定関係及び規程改正関係の議案、計8件でご
-----	---

	<p>ざいます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>まず9月の定時登録に関する第7号議案、第8号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第7号議案、第8号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせて御説明いたします。</p> <p>はじめに、第7号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを同日に登録しなければならないとされており、本日は9月の定時登録を行おうとするものでございます。</p>

通常は9月1日に行う選挙管理委員会ですが、公職選挙法第22条第1項に基づき、通常9月1日に登録を行うこととなりますが、9月1日が地方公共団体の休日に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日に登録することとなっているため、本市では、公職選挙法施行令第14条第1項に基づき、通常1日に行う定時登録を、1日以降の休日以外の日である本日9月3日に変更する旨の告示をし、本日3日に定時登録を行うものです。

それでは、議案をはねていただきまして、「平成30年9月3日定時登録業務」を御覧ください。今回の登録は、6月1日に行いました定時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件等として、年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているかたとなっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成12年6月3日から平成12年9月2日までの出生者、住所要件としましては、平成30年3月2日から平成30年6月1日までの転入者ということになります。

次に第8号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございします。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございします。

今回の抹消は、6月1日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございします。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

	<p>このため、今回抹消されるかたは、平成30年6月1日から平成30年8月31日までの死亡者等と、平成30年2月1日から平成30年4月30日までの市外への転出者等でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた定時登録内訳を御覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、御覧いただければと思います。</p> <p>第7号議案及び第8号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、御確認をお願いいたします。</p>
	(名簿確認)
委員長	では、第7号議案及び第8号議案について、何か御質問等がございますか。
	なし
委員長	御質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第7号議案及び第8号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）

<p>委員長</p>	<p>第7号議案及び第8号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、在外選挙人名簿に関する第9号議案、第10号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、まず第9号議案「在外選挙人名簿の登録について」御説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>次に、第10号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」御説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、2名の方が、国内に転入して4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の6月1日時点の登録者数、今回、9月3日現在の登録者数の</p>

	<p>内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する1名の方が増え、2名の方が減りますので、38名の方が在外選挙人名簿に登録されていることになります。</p> <p>第9号議案、第10号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第9号議案、第10号議案について、何か御質問等ございませんか。</p>
	<p>なし</p>
委員長	<p>御質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第9号議案、第10号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第9号議案、第10号議案は可決されました。</p> <p>続きまして第11号議案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第11号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」御説明いたします。</p> <p>この案につきましては、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第1項の規定に基づき、地方裁判所から通知のあ</p>

	<p>った員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員候補者の予定者としてくじで選び、同法第22条の規定に基づき、10月15日までに地方裁判所へ裁判員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。</p> <p>なお、本市で選定する員数につきましては、通知において、175名が割り当てられております。</p> <p>裁判員候補者の予定者の選定方法についてでございますが、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、さきほど登録を行った平成30年9月3日定時登録の名簿を用いることとします。</p> <p>また、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条または政治資金規正法第28条の規定に基づく失権者は、くじを行う前に除外するものとします。</p> <p>次に、くじの方法についてですが、裁判員候補者の予定者の選定にあたっては、最高裁判所から提供された名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。</p> <p>あらかじめ、こちらのパソコンに9月3日の定時登録における選挙人名簿から失権者を除いたデータが用意してありますので、この選定方法について御承認いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。</p> <p>第11号議案の説明は、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第11号議案について、何か御質問等はございませんか。</p>
	<p>なし</p>

委員長	御質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第11号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第11号議案は可決されました。</p> <p>では、御承認いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。</p> <p>パソコンの前に移動し、くじを行う。</p> <p>※ 選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員による確認</p>
事務局	<p>では、本日選定されました裁判員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使い、データを暗号化して、名古屋地方裁判所に送付することといたします。</p> <p>第11号議案につきましては、以上でございます。</p>
委員長	では、続きまして第12号議案について事務局より説明をお願いします。
事務局	では、第12号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」御説明いたします。



この案につきましては、検察審査会法第10条第1項の規定に基づき、検察審査会から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、検察審査員候補者の予定者としてくじで選び、同法第11条の規定に基づき、10月15日までに検察審査会へ検察審査員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。

なお、選定する員数につきましては、通知において、名古屋第一検察審査会及び名古屋第二検察審査会ともに、それぞれ第1群2名、第2群2名、第3群2名、第4群3名の合計9名が割り当てられておりますので、それぞれの検察審査会ごとにくじを行うこととします。

検察審査員候補者の予定者の選定につきましても、先の議案と同様に名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。

まず、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、先ほどの議案と同様に9月3日定時登録の名簿を用いることとし、失権者は、くじを行う前に除外するものとします。

次にくじの方法についてですが、名簿調製プログラムのくじ機能を用いて、まず名古屋第一検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を1回のくじで選定し、次に名古屋第二検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を同じく1回のくじで選定することとします。

また、各群の割当につきましては、名簿の上位の者から順に、各群の割当員数に応じて、第1群から第4群までの候補者予定者とします。

なお、先ほどの議案と同様に、この選定方法について承認いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。

第12号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第12号議案について、何か御質問等はありませんか。
	なし
委員長	御質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第12号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第12号議案は可決されました。</p> <p>では、御承認いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。</p> <p>パソコンの前に移動し、くじを行う。</p> <p>※ 選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員による確認</p>
事務局	<p>では、本日選定されました検察審査員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使いデータを暗号化して、名古屋第一検察審査会に送付することといたします。</p> <p>第12号議案につきましては、以上でございます。</p>

委員長	<p>続きまして第13号議案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第13号議案「尾張旭市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部改正について」御説明いたします。</p> <p>平成29年6月21日に公布、平成31年3月1日に施行されます公職選挙法の一部改正により、これまで市長選挙でのみ可能であった、選挙運動用のビラの頒布が、市の議会の議員の選挙においても頒布することができ、また条例で定めるところにより、ビラ作成について無料にすることができるものとされました。</p> <p>この法改正の趣旨を踏まえ、立候補しやすい環境を整えることを目的に、市長選挙同様に、市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公営の対象とすることとし、6月尾張旭市議会定例会で「尾張旭市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例」に市の議会の議員の選挙の文言を追記し、該当箇所を整備する一部改正を提案し可決されました。</p> <p>条例の改正に伴い、「尾張旭市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程」は、市の議会の議員の選挙の文言を追記し、規程中の同様の該当箇所、様式中の尾張旭市長となっていた部分及びビラの枚数の部分を空欄に修正しようとするものでございます。</p> <p>第13号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第13号議案について、何か御質問等はありませんか。</p>

委員	枚数や金額は何で決まっているのか。
事務局	枚数は市長が16,000枚、市議が4,000枚、金額も7円51銭と公職選挙法及び施行令で定められています。そのため、今回はどちらの選挙でも対応できるように、枚数の部分を空欄にする改正になります。
委員長	他に御質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第13号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第13号議案は可決されました。 続きまして第14号議案について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第14号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」御説明いたします。 こちらの規程につきましても、第13号議案で説明させていただいた公職選挙法の一部改正により、市の議会の議員の選挙で、選挙運動用のビラが頒布することができるようになり、条例の一部改正に伴い、市長の部分を、尾張旭市の議会の議員及び長の文言に修正し、様式中の尾張旭市長となっていた部分及

	<p>びビラの枚数の部分を空欄に修正しようとするものでございます。</p> <p>加えて、平成28年12月2日公布の公職選挙法の一部改正及び平成30年5月23日公布の公職選挙法施行令の一部改正、ともに平成30年6月1日施行の改正によりまして、在外選挙人名簿への登録の移転制度が創設されました。</p> <p>公職選挙法の改正による、登録の移転の文言の追記及び公職選挙法施行令第23条の13に第2項が設けられたことに伴い、引用条項を整備しようとするものでございます。</p> <p>第14号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第14号議案について、何か御質問等はございませんか。</p>
委員	<p>登録の移転制度とはどのような制度か。</p>
事務局	<p>在外選挙人名簿への登録の申請につきましては、これまで出国先の在外公館等において行うものに限られていましたが、今回の改正で、国外に転出する前に国外への転出届を提出する際に市区町村の窓口でも申請を行えるようになりました。</p> <p>これまでは、登録には海外に3か月住所を有することが必要で、登録までに日数を要していましたが、出国時の申請で、選挙人名簿から在外選挙人名簿への移転になり、これまでよりも登録までの日数の短縮、申請者に負担が少ない申請方法となりました。</p>

委員長	<p>他に御質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第14号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第14号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということでも事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 6月尾張旭市議会定例会での、選挙に関する質問について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大島もえ議員から「親子で投票所へ」について質問があり、投票所では、親子でお見えになった方などに、お声がけするなど、投票所の秩序が保持されることを前提に、適切な管理執行に努めている。今後の取組として、投票率向上につながる取組について、提案いただいたことも参考に、より効果的な啓発手法を検証していきたいと回答した旨を報告した。</li> </ul> <p>○ 市内2小学校での出前トーク実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭丘小学校（平成30年7月12日（木）） 6年生3クラス97名を対象に選挙の話、投票所の説明、模擬投票を実施した。</li> <li>・旭小学校（平成30年7月17日（火）） 6年生3クラス84名を対象に選挙の話、投票所の説明、模擬投票を実施した。</li> </ul>

	<p>○ 明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品選定について 市内小学校から提出された、明るい選挙啓発ポスターの応募作品から、愛知県へ尾張旭市からの提出作品の選定を行った。</p> <p>○ 次回日程 平成30年12月3日（月）午前10時から 於：201会議室</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>本日の議題は、これですべて終了いたしましたので選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>